

## 山口家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時 平成22年6月28日（月）午後2時

第2 場所 山口家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員・50音順）

赤穴泰博委員，石原詠美子委員，伊勢嶋英子委員，宇和島正美委員，嶋村慎二委員，田中耕太郎委員，榑崎康英委員（委員長），山中直之委員，山本由美子委員

[オブザーバー]

木村事務局長，五嶋首席家庭裁判所調査官，安倍首席書記官

第4 議題等

1 委員長あいさつ

2 新任委員自己紹介

3 プレゼンテーション「離婚事件の現状と課題について」（松本主任家庭裁判所調査官及び山野主任書記官）

4 意見交換

テーマ「離婚事件の現状と課題について」に基づき，離婚に伴う養育費及び財産分与に関する問題点等について意見交換を行った。

**【意見交換の概要】**

[◎：委員長 ○：委員（委員長を除く。） ●：オブザーバー △：説明者（松本主任家裁調査官又は山野主任書記官）]

◎ 最初のテーマとして，非親権者に養育費の支払いを長く続けてもらうために，離婚調停の場で，父母それぞれにどのような説明や働きかけをするのがよいかについて，御意見を伺いたい。

○ 養育費の支払いが1回でも滞った場合，強制執行で給料が差し押さえられ

ると非親権者の勤務先にそのことが知られてしまうことになるが、そのことについても説明しているのか。

- △ 養育費の支払いが滞った場合、強制執行ができることは話している。
- ◎ 最初から強制執行の話をするのは、信用していないと思われ、難しい面がある。
- 養育費を継続的に支払ってもらうことについて、効果的な方法は思いつかない。裁判所としては、養育費の支払い等についての調停が成立すれば、それで裁判所の手続としては終わってしまうし、支払う人は何も言わなくても支払うし、支払わない人は支払わないケースがある。効果的な説明は難しいのではないか。
- ◎ 2つ目のテーマとして、面会交流と養育費の支払いとは本来別のものであり、面会交流と引き換えに養育費を支払うものでも、面会交流ができないから養育費を支払わなくてもよいものでもない。しかし、このようなことはしばしば当事者から聞く主張である。調停の場で、父母それぞれにどのような説明や働きかけをすることが効果的か。
- 現実的なケースとして、夫婦の行き違いで離婚し、公正証書によって、父が養育費を支払うことを約束し、母も面会させることを約束した。父は子と会わせてくれればいくらでも養育費を支払う意思があるのに、母が感情的になって、1年以上も子を父に会わせないために父がうつ的な状態となっているというケースがある。そのようなことを考えると、母に対し、面会交流について、よく働きかけるのが効果的ではないかと思う。
- 今の話で、父が子に会わせてもらえなくなって、うつ的な状態になるのは分かるが、それと引き換えに養育費を支払わないとするのは、会わせないことについて言い訳を与えることにつながると思う。その場合は、面会交流の調停を申し立てて、養育費の支払いと面会交流は交換条件としてではなく、母がどうして子に会わせてくれないのかについての話をするべきでもある。

- このような問題は、理屈を説明しても解決に結びつくのが難しいと思われるが、調停を成立させる前に、試験的に、子に会わせたら養育費を支払う、会わせなかったら養育費を支払わないという設定で面会交流をしてみないかと、父母双方に働きかけてみてはどうかと考える。そうすると、養育費の支払いと面会交流とがうまく機能するかもしれない。
- ◎ 試験的なことから始めて、最後に調停で合意までしたとしても、調停成立後に、子に会わせてもらえないなどの状況が生じることがあるが、何かいい意見がないか。
- インターネットで見ても、男性の方が子に会わせてほしいと一生懸命主張しているケースが多い。
- 男性が子の養育を女性にお願いし、養育費を支払うのかということについて、子を思わない男性はいないと思うが、養育費を支払う相手は妻になってしまう。男性側として、心情的には、一緒に子を育てるから金を支払う、支払う意味は子育て参加にあるのではないか。養育費を支払う根拠があるのはわかるが、子に合わせる根拠は別のものか。
- 男性と女性は離婚によって他人になっている。その上で、子がいる場合、子育てに密に関わるか、金だけに関わるかといった関わり方の問題もあるが、理屈ではなく気持ちがあるものである。親としても子を育てる自覚があるが、子を育てるのにお金もかかる。制度的に面会交流と養育費は別で、その理解を求める必要があると思う。
- ◎ 最近思うことだが、制度上、離婚すれば単独親権になってしまうが、共同親権になればどうかと思うがどうか。
- 子に会わせてもらえない男性は、誰もそう思っている。
- 非正規雇用者が3分の1ある中、そのほとんどの者の年収は200万円前後で、それだと1万円くらいの養育費の算定となる。仕事を続けられなくなる層の人もあるが、離婚調停のとき、資産調査をどのようにしているか。

△ 資産調査として、前年度の源泉徴収票や確定申告書を提出してもらっている。負債については、負債に関する書面を提出してもらっている。

○ 年収の階層で多い層は800万円が多い方になるが、例えば、200万円の年収で子が3人だと養育費の支払いは難しいと思う。

◎ 当庁においては、子ども一人につき養育費が一、二万円が決まることが多い。

3つ目のテーマとして、養育費の算定をする上で、子ども手当、児童扶養手当、高等学校無償化等の公的援助をどのように考慮するのがよいかについて、御意見を伺いたい。

○ 養育費算定表においては、児童扶養手当や児童手当は子のための社会保障給付なので、権利者の年収に含める必要がない旨記載されている。ただ、児童手当等は子の生活費のために支払うものであるから、母の収入によって児童手当が支払われないことがあることも考慮すると、児童手当は考慮しないで、養育費算定表によって算定し、児童手当等が支払われる場合は、児童手当による金額分は支払う必要がないと思う。児童手当でも子ども手当は増える傾向になるので、それを無視して養育費を支払うのが腑に落ちない。

○ 公的援助と住宅ローンについては、私が先程紹介したケースでは、父は住宅ローンと養育費の支払いがあり、一方、母は、ローンの支払いがなく、子ども手当も受給し、父より高い生活水準で裕福に生活しているということであった。

○ 母は、子を一生懸命育てており、目に見えない苦労があるので、公的援助を収入に入れるのはおかしいと思う。ただ、父がローンがあるときに、父の実際の生活状況が苦しいことを若干考慮する程度かと思う。

○ 公的援助は、いつまでの期間、いくら支払われ続けるのかわからない面があり、将来どうなるか確定的でないものを基礎にするのはどうかと思う。養育費をもらって、子を育てている者の方が、経済的に苦しい方が多い。そう

考えると、公的援助を養育費算定の基礎に含めるのはどうかと思う。

- 子の養育に必要なものが公的援助で支払われるので、それを無視して当事者の負担割合を決めるのはどうかと思うので、公的援助は考慮すべきと思う。
- 養育費を考えれば、両親がいても、公的援助は支給されている。育てる人には、養育費とは別に、水面下でお金がかかっているのので、公的援助に重きを置いて見る必要があるとは思わない。
- 公的援助の関係では、法的趣旨をどのように考えるのかにも関わるが、現在の実務では、補充的なものと扱って、収入とは扱っていない。審判になると、そのように扱うが、調停では、源泉徴収票と確定申告書だけで決めるのではなく、家計収支表を二、三か月分提出させて、家計の実情を把握しており、養育費算定表に機械的に当てはめて養育費の額を決めていない。臨時収入があるときは、それも考慮して決めている。どちらかというところ、養育費を請求される側が厳しい要求をされることが多く、継続的に支払ってもらうために、無理のない金額で決めている。
- ◎ 4つ目のテーマとして、山口県は、地域性からか、教育熱心で塾も多く、遠隔地の大学に進学させるケースが多いが、大学生に仕送りする場合、非親権者にどの程度負担させるのがよいか、また、山口県では、大学進学が一般的なのかについて、御意見を伺いたい。
- ある新聞によると、父の最終学歴を参考にして決めると書いてあった。親の学歴で大学までの費用を決めるのには違和感があったが、実務はどうなのか。
- 子が何歳になるまで支払ってもらうかを決めるのに、参考までに学歴を尋ねる。一般論として、両親とも大学まで出ている家庭だと、できれば大学まで出したいと思っている可能性があるのでも、学歴は一つの参考になる。
- ◎ 5つ目のテーマとして、住宅ローンが残った住宅を財産分与する際、どのような分け方をすることがよいかについて、御意見を伺いたい。母がローン

が残っている家に住む場合が多いがどうか。

- 一般的に、オーバーローンの場合、どのようなサゼスションをする場合が多いか。
- 現状を見て、オーバーローンであることがわかれば、まず、その住宅を維持するかを確認し、双方維持するのが厳しいということになれば、早期に処分するのが得策ということになることが多いが、住宅を処分することになった場合、妻としては、居住場所がないという事案もある。
- ◎ 実際に妻が住宅ローンの連帯保証人を抹消してほしいと要望することがあるが、金融機関としては抹消してくれないのではないかと説明はする。
- 離婚後、その住宅に居住する方が支払うことになるであろうが、ローンの月の支払額を変更することなどは、なかなか難しい。
- 夫一人でローンを組んでいても、所有権の持分が2分の1になった場合、基本的にはローンは2分の1ずつ負担することとなるのか。
- 財産分与は、潜在的に半々だが、2分の1が権利なので、それで分ける。仮に、夫にローンを支払ってもらった場合、別れた後何十年も支払ってもらったことを期待しても、期待と現実が離れていくと思われ、期待を大きく持ちすぎない方がいいのではないかと考えている。

## 5 次回テーマ

次回のテーマとして、「少年事件における保護的措置について」が提案され、了承された。

## 6 次回期日

平成23年2月14日（月）午後2時

## 7 委員長あいさつ

以 上